

# 松川町農業振興会議

## 第2回 会議 次第

日時：令和4年7月29日 午後7:00～8:30

場所：松川町交流センターみらい

### 1. 開会

### 2. あいさつ

### 3. 報告事項

#### (1) R3の事業報告・R4事業進捗状況について

### 4. 協議事項

#### (1) 法人設立の目的（ワークショップ形式で話し合いの実施）

### 5. その他

視察について

各団体からの報告、提案について

### 次回の会議開催予定

農業振興会議 令和4年9月 日( ) 19:00～

### 6. 閉会

松川町農業振興会議・松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会 委員名簿			R4.7
所属組織等	氏名	該当組織	
松川町農業委員会 会長	松下敏章	農業振興会議・ゆうきの里	1
松川町農業委員会 会長代理	北林 秀昭	農業振興会議・ゆうきの里	2
松川町農業委員会	北沢ひろみ	農業振興会議・ゆうきの里	3
松川町議会総務産業建設委員長	中平 文夫	農業振興会議	4
松川町議会議員総務産業建設副委員長	大藏 洋	農業振興会議	5
JAみなみ信州農業協同組合理事	木下 稔	農業振興会議	—
JAみなみ信州農業協同組合松川支所長	古瀬 聖史	農業振興会議	1
生産組織の代表 松川ファーマーズクラブ会長	宮澤 明歩	農業振興会議	2
生産組織の代表 人と自然にやさしい農業連絡会	米山 春彦	農業振興会議	3
若手農業者の代表 若武者代表	矢野 悟	農業振興会議	4
松川町認定農業者連絡会会长	関 悟司	農業振興会議	5
長野県農業経営士協会理事	宮澤 喜好	農業振興会議	1
長野県法人協会理事	中平 義則	農業振興会議	2
長野県農業士協会理事	大島 栄	農業振興会議	3
ぐだもの観光協会会长	熊谷 宗明	農業振興会議	4
有機農業研究会	山田 正明	農業振興会議	5
女性農業者の代表 農村女性ネットワーク会長	寺澤 圭子	農業振興会議	1
女性農業者の代表 JA女性部長	吉沢 良子	農業振興会議	—
女性農業者の代表 長野県農村生活マイスター	宮澤 千文	農業振興会議	—
南信州農業農村支援センター係長	木下 倫信	農業振興会議・ゆうきの里	2
J A松川支所營農課 課長	坂巻 敦	農業振興会議・ゆうきの里	3
町建設水道課 課長	原 高広	農業振興会議	—
町建設水道課 主査	後藤 正雄	農業振興会議	—
町産業観光課 課長	田中 学	農業振興会議・ゆうきの里	—
町産業観光課農林係 係長	米山 敏	農業振興会議・ゆうきの里	—
町産業観光課農林係 主事	宮澤 風香	農業振興会議・ゆうきの里	4
町産業観光課農業振興係 係長	宮島 公香	農業振興会議・ゆうきの里	—
町産業観光課農業振興係 主任	小沢 香織	農業振興会議・ゆうきの里	5
町産業観光課農業振興係 主事	原 恵	農業振興会議・ゆうきの里	—
農地利用調整推進員	佐藤 光吉	農業振興会議	2
農地・経営相談員	下平 隆司	農業振興会議	3
就農相談員	佐藤 広利	農業振興会議	4
J A松川支所營農課 営農支援センター	橋場 幸子	農業振興会議	5

## 松川町農地賃貸借・売買事業の実施状況

松川町営農支援センター

### 1 農地利用円滑化事業による貸借状況

単位:m<sup>2</sup>

地区名	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
元大島	19	29,926	2	5,498	制度終了のため 値なし		制度終了のため 値なし		令和4年6月末の ストック量 96件 233,297m <sup>2</sup> 終期の遅いもの 令和10年12月31 日まで	
大島	6	10,830	5	13,101						
上片桐	12	26,530	4	6,974						
生田	6	10,189	4	9,102						
計	43	77,475	15	34,675						

### 2 農地中間管理事業による貸借状況

単位:m<sup>2</sup>

地区名	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
元大島	15	22,902	10	18,288	14	28,971	22	37,412	2	1,906
大島	13	36,172	16	47,024	7	18,671	15	35,462	4	18,817
上片桐	8	20,361	25	76,207	18	33,566	24	52,456	3	6,404
生田	5	4,596	4	2,105	1	520	2	2,100	3	1,556
計	41	84,031	55	143,624	40	81,728	63	127,430	12	28,683

### 3 農地売買支援事業による売買状況

単位:m<sup>2</sup>

地区名	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
元大島	5	3,638	1	1,087	1	520	1	912	1	478
大島	2	3,591			3	5,805	1	2,469		
上片桐	5	10,122	14	38,708	11	18,756	6	6,442	2	4,136
生田	2	2,635	2	11,698	1	4,163			1	1,138
計	14	19,986	17	51,493	16	29,244	8	9,823	4	5,752

※ 令和4年7月25日現在

## 新規就農に関する取り組み

## 1. 新規就農者確保への取組み

## ① 果樹農業研修事業（地域おこし協力隊）

期	氏名	前居住地	研修期間	現在居住地	就農
1	原田薰子 30代	岡山	R2.1～R4.12	名子北部	R3.4～
1	竹内彰悟 30代	愛知	R2.1～R4.12	古町	R4.2～
2	正木幹朗 20代	愛知	R3.4～R6.3	清北（研修住宅）	R5.1～予定
3	富山幹太 20代	千葉	R4.2～R7.1	清北（研修住宅）	一
3	宮澤天地 20代	神奈川	R4.2～R7.1	清北（研修住宅）	一

## 【R4年度】

- ・上片桐教員住宅を研修住宅・交流棟として活用
- ・6月 佐久穂町視察対応

## ② 就農相談窓口

- ・相談件数…21件（3期生希望者・移住希望者含む）
  - 町内 8件、町外 13件（うち農業体験 6件）
- 【R4年度】5件（うち農業体験 2件）

## ③ 就農相談会…コロナ禍で不参加

## 2. 新規就農者サポート体制

## ① 農業次世代人材投資事業（経営開始型）…継続者のみで終了

## ② 新規就農者育成総合対策【R4年度】

- ・経営発展支援事業…上限 1000万円（国 1/2・県 1/4・本人 1/4）
- ・経営開始資金…12.5万円/月（150万円/年）×就農から最長 3年間

## ③ 長野県農業担い手育成基金（親元就農支援）

要件：就農時の年齢が50歳未満かつ就農後3年以内の親元就農者でかつ  
親から農業経営を継承した者で、申請時に以下の要件を満たす者  
 （認定農業者 or 人農地プランに位置付け・家族経営協定を締結）

## ④ 農地・住宅・農機具

- ・農地…地元農業委員、営農支援センターから情報発信
- ・住宅…空き家所有者との交渉が課題
- ・農機具…中古情報の入手困難

## 3. その他

- ① 新・みらい塾（若手・中堅農業者による実行委員会が企画・運営）
- ② 過去5年間の就農者（離農者、転居者を除く）

新規就農者数	H29	H30	R1	R2	R3	合計	R4
後継就農者	1	4	6	4	2	17	1
新規就農者	1	1	1		2	5	1
独立就農者	4					4	1
定年就農者			1	1	1	3	
年度 計	6	5	8	5	5	29	

# ●●松川町新型コロナウイルス感染症緊・原油・物価高騰緊急経済対策●●

環境にやさしい省エネ技術の導入に要する費用の一部を支援します。

## 農業事業者（省エネ技術導入）新型コロナ危機突破推進支援金

### 目的

新型コロナウイルス感染症の収束は未だ見通しが立っておらず、加えて原油価格・物価高騰の影響により、今後の農業事業継続が困難な事業者を支援するため、新たな支援策を実施します。

### 概要

事業継続するために、農業分野における環境にやさしい省エネ性能を有する農機具の購入及びリースを対象とします。

#### ①対象事業者（次の全ての要件を満たす方）

- (1) 町内に主たる事業所を有すること
- (2) 町税に滞納がないこと
- (3) 観光農園を営む農業事業者については、「しっかりやっとるでな宣言」を実施、又は農林水産省が示すガイドライン等を遵守していること。
- (4) 個人事業主については、農業収入が全収入の100分の50以上であること。

#### ②交付対象事業（別の補助事業等により交付及び交付決定を受けている事業については対象外）

補助対象経費	支出項目	内 容
	購入費	省エネ性能を持つ農業機械の導入 低燃費型の農業機械・高能率型の農業機械・低電力型の農業機械・生産工程省略型農業機械・代替燃料対応型農業機械 ※ 事業の対象となる機械等は新品の法定耐用年数が5年以上20年以下のものであること。 ※ 運搬用トラック、パソコン等農業経営の用途以外の用途が想定される汎用性の高いものでないこと。
	リース料	

#### ③補助率

10/10（上限）10万円 1事業者につき1回限り

支援金の対象経費は、1台5万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）であること。

#### ④対象となる購入の期間

令和4年1月1日～令和5年1月31日

#### ⑤申請期間

令和4年7月1日～令和4年12月28日

#### ⑥提出先

産業観光課 農業振興係（農村観光交流センターみらい）

### お問い合わせ

松川町役場産業観光課 農業振興係 0265-34-7066

# ●●松川町 新型コロナ感染症・物価高騰緊急経済対策●●

R4.7

令和4年度

## 松川町事業者応援給付金（コロナ・物価高騰対応）

### 主旨

未だ収束の見えない新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、売上減少等の厳しい状況にある事業者の事業継続を応援する独自の施策として、給付金を給付します。

### 給付額

以下の支給要件に該当する方は、対象月における売上減少額を次の金額を上限に給付します。

上限 20万円（1事業者につき1回限り）

### 支給要件

- ① 松川町内に本社等の事業を統括する事業所、店舗を有していること。
- ② 長野県の信州の安心なお店の認証対象となる者はそれに認証されていること。長野県の信州の安心なお店の認証対象とならない者については、町独自のガイドラインを遵守する宣言、町独自のガイドラインの対象とならない者については、長野県新型コロナ対策推進宣言を実施していること。また、全てに該当とならない者については、各省庁における業種毎のガイドラインを実施していること。
- ③ 令和4年1月から令和4年12月のいずれかの月（以下「対象月」という。）の売上又は所得金額が、令和元（2019）年から令和3年までの同月比で100分の30以上減少していること。ただし、起業後1年末満の場合は、業態変化により単純比較できない場合は、対象月の直前3ヶ月の売上又は所得金額の平均と比較した売上又は所得金額が100分の30以上減少していること。なお、他の給付金事業の支給対象となった者は、その額についても売上金額に含めるものとする
- ④ 個人事業主については、主たる収入が事業収入（全収入の50%以上）であること。
- ⑤ 町税に滞納がないこと。（新型コロナウイルスの影響により徴収猶予を受けている場合は除く）
- ⑥ 今後も事業を継続する意志があること。

### 必要書類

- ①松川町事業者応援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②町内に主たる事業所、店舗を有していることが確認できる書類（所在が確認できる書類）
- ③対象月の事業売上又は所得金額が確認できる帳簿等
- ④確定申告書類の控えなど対象月と比較するための売上又は所得が確認できる書類
- ⑤個人事業主については、本人確認書類の写し（免許証等）

### 申請期間

令和4年7月1日～令和5年2月28日

### 提出先

松川町商工会員の方	→ 松川町商工会
上記以外の方	→ 産業観光課 商工労働係
農業の方	→ 産業観光課 農業振興係（交流センターみらい）

### お問い合わせ

松川町役場産業観光課 商工労働係 0265-36-7027 農業振興係 0265-34-7066  
松川町商工会 0265-36-3300

## 農地相談等の対応状況

松川町営農支援センター

相談日等	相談者	相談内容	対応状況
R3.2.8 R3.3.22 R3.4.14	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パレーホールチームが会社経営に農業部門を取り入れるため、野菜部門を主に果樹も選択肢に入れたい。</li> <li>・伊那市で人参栽培を行うため、認定就農者、中間管理事業の借受者登録の事務を進め当面1haの貸借を行う。</li> <li>・ジュース加工を行い球技場等で販売。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なかひら農場社長との懇談会を設定し、法人の体制が整えば作業体験や技術指導への協力の話が出る。</li> <li>・R3.3月農委定例会前に法人代表者から農業部門導入の方針、計画等を伺う。・現在は、法人からの要請待ち</li> </ul>
R3.5.1 ～	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期果樹農業研修生2人の就農準備・自立に向けての農地集積。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Hさん 貸借権：5筆 7,721m<sup>2</sup> 所有権：3筆 2,671m<sup>2</sup> 計 8筆 10,392m<sup>2</sup></li> <li>・Tさん 貸借権：8筆 8,805m<sup>2</sup></li> </ul>
R3.7.6	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・りんごの栽培面積を増加したい希望。 栽培が出来なくなった農地があれば20a位を希望されている。 SSで移動が可能な範囲を希望される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R4.2月 耕作できないりんご園地を紹介するが、農地の場所が遠く作業効率が良くないため、改めて情報があれば紹介していく。</li> </ul>
R3.8.6～	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅横の農地が草刈りをしていないので繁茂している。また、同一所有者のりんご園地が放任状態で周囲への影響が心配される。 JA 営農課、近隣のりんご栽培者からも同様の相談がされる。</li> <li>・R4年度に入っても近隣の方から苦情が寄せられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の確認を行い、農業委員へ依頼し防除・草刈りの管理を実施する様に要請をしたが、必要な経費の調達が出来ず管理も出来ない状況。また、JAよりりんごの管理の依頼をしたが、放任状態のままとなっている。</li> <li>・当事者と連絡が取れないので書面で返事を待っている状況。・営農支援センター、農業委員会、JA 営農課で情報共有し対応方策の検討・実行に努めます。</li> </ul>
R3.10.29	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大島地区(80歳代) りんごの栽培をR4年までは自作するが、縮小したいので次年度の借受者を探してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の面積拡大を希望される方へ情報提供をし、現在検討されている。</li> </ul>
R4.2.7	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルレクチエの農地2筆の相対契約が、R4.12月に契約終期となり、R5年から耕作が出来ないので借受者を探してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R4.3月 1筆は借受者が決まり、残り1筆は相談中。</li> </ul>
R4.2.7	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢(80歳代)となり、りんごの栽培面積を縮小したいので、R4年からの借受者を探してほしい。(面積約20a)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2・3月に近隣の耕作者へ情報提供により借受者を探すが、条件が合わず相談者と協議の上、伐採する事になった。 伐採後、改めて情報提供を行っていく。</li> </ul>
R4.2.15～	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R4.12月に円滑化事業の終期となるが、りんごの面積縮小を考えているので、契約更新はしない予定。次期の借受者を探してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の耕作者へ情報提供をして継承できるように進める。</li> </ul>
R4.4.15	JA担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年、経営者が亡くなり、りんご、桃の管理がされず放任状態になっている。</li> <li>・奥さんに話しても分からぬ様子。</li> <li>・息子がいるが勤めのため連絡が取れない。放任状態では近隣に迷惑が掛かる。</li> <li>・5/2に隣家の奥さんも、みらいへ相談に見える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5/2に息子さんと会い状況確認を行う。(樹を切ることは考えていない、JA出荷はできないが最低限の管理はしていくとのこと。)</li> <li>・JA 営農課へ相談するよう依頼する。</li> </ul>

## 1. 法人の事業の概要、目的

- ・優良農地を次世代の就農者に繋いでいくための栽培管理
- ・残すべき農地を次世代の就農者に繋いでいくための農地維持管理
- ・新しい品目や新しい栽培方法などを広めるための試験的活動
- ・農作業受託
- ・新規就農者の研修受け入れ・農業体験希望者の受け入れ
- ・各種補助事業の申請支援

その他

## 2. 対象農地の選定

- ・令和3年度、農地の売渡等を検討しているとの相談件数が増加。
- 守るべき農地とそうでない農地の線引きを行う。（基準の作成）
- ・遊休農地を 224.8ha のうち、上片桐の農地 67ha。上片桐を中心的に考えたい。
- ・大島地区では規模拡大を望む農家も見受けられる。
- ・生田の山間地は山林になる場合が多い。
- ・名子や新井地区は転用が進められる可能性が高い。

## 3. 必要な農機具

- ・果樹園を管理するための機械（SS・草刈り機等）
- ・小規模な土地改良を行うため（ミニバック）
- ・土壌改良・土づくりのための（トラクター・ハンマーモア）
- ・空き農地での大豆づくり（コンバイン）

## 4. 法人の形態

- ・株式会社、合同会社、農事組合法人（農業者3名） さまざまな形態があります。

NPO 法人では農地を取得することができません。

※農地所有適格法人（農地を所有するためこの資格が必要）

## 5. 体制や人員計画

- |                              |            |
|------------------------------|------------|
| ・役場産業観光課農業振興係の職員との連携<br>者 1名 | ・指導できる農地管理 |
| ・JA 営農課との連携                  | ・事務員 1名    |
| ・管理者 1名（指導できる管理者でもある）        | ・農業コンサルタント |

## 6. 財務計画

- ・松川町からの業務委託費
- ・JA からの業務委託費
- ・各種補助金制度の利用
- 数料
- ・農地管理後、農地の売買、賃貸借の際の賃借料（管理手数料）
- ・農作業受託費
- ・農作業の労働力支援
- ・各種補助事業の申請支援手

## 7. 盛り込んでほしい内容・農地の選定について

- ・商業では、コンサルタントがいるが農業に特化したコンサルタントを置く。
- ・退職して百姓を始める人への支援ができるないか。
- ・農地の集約化が進められれば良い。
- ・JA 営農課、JA を退職された方など、管理・指導できる人材が必要。
- ・農地の賃借、売買を仲介できる組織
- ・農地の草刈りなど作業請負
- ・対象農地を限定せず実施してほしい
- ・点在する園地を管理することは効率が悪く、園地継承の仕組み。
- ・改植してジョイント園地や高密植等の生産性の高い園地に整備。
- ・農地の管理だけでなく、集約も含めた活動内容
- ・山間部や不利な農地などを避けるべき、また最低面積を定める。
- ・農地を必要な人への橋渡し的なものが良い。
- ・次世代に繋いでいくという観点で小中学生の勉強のための農地提供。
- ・転用を避けるということも考えてほしい。
- ・SDGs を視野に環境保全型に特化した法人。
- ・上片桐を選定とした場合、品目の転換も含めて栽培継続を考えているか。
- ・農作業受託費だけでは採算が取れないので。

## ○人員体制

- ・クイックで働ける 5 名前後の組織。
- ・栽培指導ができる人が必要
- ・地区の農業委員や JA 営農部とつなげる会社
- ・広域で対応となると難しくなる。樹園地の継承が一番大きな課題。それに特化したものを。
- ・研修生の実証農場として位置づけ、社長等役員は JAOB 等。
- ・3 人くらいが中心で、あとは作業員として働く方。
- ・販売管理する人材が 1~2 名。あとは生産管理者で。

### ○法人の形態について

- ・橋渡し的なものであれば、NPO 法人でよいのでは。人数も妥当。
- ・収入はどれくらいあるのか。
- ・栽培管理する法人は難しいと思う。
- ・株式会社の形態が動きやすいと思われる。核となる人物の選定が重要
- ・果樹経営をリタイヤした方等を応援団として最低限の時給で作業を依頼。
- ・利益追求の株式会社、農地を守るなら別の方法も。
- ・公的な組織に見えると、取捨選択が難しい。営利団体としたほうが良い。
- ・事業規模の縮小を命題とする法人になると思います。
- ・農事組合法人。それぞれの農家での収穫物をブランド化、加工して販売
- ・果樹は人員が必要。米なら農機具があればなんとかなる。
- ・JA の NPO 法人でも農地の維持管理は可能と考えるが、現状、規模拡大している法人に人材支援や資金援助ができれば早いのでは。

### ○必要な農機具等

- ・保冷庫、SSなどを運ぶトラック
- ・高所作業車、軽トラック、チェーンソー、ピーバー等

### ○その他

- ・土手草刈り
- ・小規模兼業農家の動向に留意を
- ・農地に覆いかぶさる隣の土地からの支障木等の伐採
- ・ゆうき食材の給食提供の事業の拡大。法人での受注管理。
- ・法人の設立にあたって、勉強できる場やアドバイスが受けられる体制づくりを
- ・鳥獣害対策も含めて何らかの対策が必要

農業法人・他県、他市町村事例

種別	名称	設立	事業内容	資本金	備考
一般社団法人	塩尻市農業公社		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業受託</li> <li>・担い手育成</li> <li>・市民農園の管理</li> <li>・農業情報受発信</li> <li>・耕作放棄地対策</li> <li>・交流促進・特產品開発</li> <li>・流通常業者との連絡調整</li> <li>・労働力補完</li> </ul>	市 300万円 JA松本 100万円 JA洗馬 100万円 合計 500万円	
有限会社	生坂村農業公社	平成7年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地保有合理化事業</li> <li>・農地の賃貸借・農作業受託</li> <li>・中間保有農地の有効活用</li> <li>・農業技術研修事業・新規就農者受入</li> <li>・機械作業受託</li> <li>・都市住民との交流事業</li> <li>・特產品祭りの実施</li> </ul>	基本財産3,400万円	<p>理事7名・監事2名・職員5名・嘱託1名</p>
一般社団法人	信州うえだファーム	平成12年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営事業</li> <li>・耕作放棄地再生、利用事業</li> <li>・地域農業保管事業</li> <li>・樹園地継承推進事業</li> <li>・農業地理解説事業</li> <li>・野菜育苗事業、精米事業</li> <li>・新規就農者育成事業</li> <li>・農業経営當寒証事業</li> <li>・観光農業事業</li> </ul>	3,620万円 (JAから99%出資)	<p>JA信州うえだの子会社 経営面積74ha 年間売上2億円 社員42名 (JAから出向)、研修者、その他)</p>
一般社団法人	綾町農業支援センター	平成28年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産、販売、加工</li> <li>・工芸品等特產物販売</li> <li>・ふるさと納税返礼品物流業務</li> <li>・農業用機械の貸付け</li> <li>・農作業の受託</li> <li>・農地集積流動化</li> <li>・新規作物及び新技術の開発</li> <li>・多様な担い手の研修受入・育成確保にすること。</li> <li>・酒類販売・飲食事業</li> <li>・農業者と消費者との交流</li> </ul>	町と農協	事業年度7月1日～6月30
公益財団法人	津南町農業公社		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の担い手の育成</li> <li>・農作業の支援</li> <li>・農用地の保全</li> <li>・農地利用集積円滑化事業</li> </ul>	(平成5年10月) 公財 平成24年4月	

## 有限会社信州うえだファーム

代表者 代表取締役 中山 孝 所在地 《本社》 長野県上田市大手二丁目 7 番 10 号

### 《富士山営業所》

長野県上田市富士山 3279-1 TEL. 0268-39-7370 FAX. 0268-39-7371

E-MAIL. nougyou@ued.nn-ja.or.jp

### 《塩田東山観光農園》

長野県上田市富士山 2019 TEL. 0268-39-0210 FAX. 0268-39-0218

E-MAIL. shiodahigashiyama@ued.nn-ja.or.jp

資本金 3620 万円 設立 2000 年（平成 12 年）3 月 1 日

従業員数 42 名（2020 年 4 月現在）

### 沿革 設立の経緯

私たち信州うえだファームは、地域の農業を守るために、JA 信州うえだの子会社として設立されました。

上小地域（上田市、東御市、長和町、青木村）の農業は、農業従事者の高齢化や深刻な担い手不足と農家の経営耕地面積の減少が進む一方、耕作放棄地の増大などがみられ、地域農業の衰退や JA 事業そのものへの影響が懸念される状況にありました。

そうしたなか、JA 信州うえだは、JA 出資の農業生産法人を設立し、活力ある地域農業振興や地域活性化をめざして、「有限会社信州うえだファーム」を設立しました。

### 事業方針

JA の子会社として JA 自らが農業経営を行うという地域の担い手としての役割を果たしながら、地域農業の中に JA による農業経営を位置づけ、地域にさまざまな波及効果が発揮できる活動を通じ、地域農業振興および地域活性化に貢献できる取り組みをすすめる。

### 表彰受賞歴

- ・「平成 27 年度長野県遊休農地活用功績者表彰」において「長野県知事賞」を受賞
- ・平成 29 年「第 9 回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰」において「農林水産大臣賞」を受賞

## 第2回 農業振興会議での協議事項 (1) 法人設立の目的

第2回 豊業業界会議での物議

### (1) 法人設立の目的

ここ数年の状況として、高齢により耕作できない、耕作者が亡くなつたことにより継続できず、非伝つてもらつっていた人が高齢で来れなくなつてしまつた、また耕作放棄地となり、荒廃農地が近隣農地へ悪影響を与えるといった問題も出てきています。

果樹研修生の受け入れを行つてゐることもあり、「離農される方から就農する人に、農地を繋ぐことができる、また農地の集約化と家の確保を合わせて考え、新規就農者に条件の良い土地をあつせんするためにも、農地を一時管理し、積極的に動ける法人が必要」と考えます

となるか、どのように進められるか（必要な機械や人材など）をご提案いただければと思います。

目的・活動・人員	○ or ×	理由	課題・何をどのようにすれば進めることができるか
・優良農地を次世代の就農者に繋いでいくための栽培管理			
・残すべき農地を次世代の就農者に繋いでいくための農地維持管理			
・新しい品目や新しい栽培方法などを広めるための試験的活動			
・農作業受託（草刈り、剪定等）			
・新規就農者の研修受け入れ			
・農業体験希望者の受け入れ			
・各種補助事業の申請支援			
・指導者（農地管理者）			
・農業コンサルタント			
・退職して農業を始める人への支援			
・空き農地での果樹以外の栽培管理			
・生産性の高い農地に整備			
・次世代に繋ぐため、小中学生の学びの農地			
・環境保全型に特化した法人（SDGsの観点から）			
・研修生の実証圃場			
・販売管理			
・鳥獣害対策			

果樹生産者 各位

令和4年7月28日

J Aみなみ信州

営農部果実柿課

## 果実の盗難にご注意下さい！！

毎日の農作業大変お疲れ様です。

近年、全国的に農産物の盗難が問題となっています。

すでに収穫期を迎えた果実も多くあり、丹精込めて作った農作物が被害に遭わないよう、十分な注意と対策をお願いします。

### 農作物盗難防止対策

- 定期的な園地巡回（できれば1日1回）
- 保管庫等への施錠。
- 園地にネットや柵等を設置する。
- 園地の目に届く場所へ「盗難注意」「立入禁止」「防犯カメラ作動中」等のステッカーや看板を設置する。
- 防犯カメラやセンサーライトを設置する。

◎防犯グッズ取り扱い中（お買い求めはJ A資材店舗まで）



多目的看板（カメラ）  
税込み価格：600円

手軽に始めるセキュリティ  
配線いらずの防犯カメラ



自動録画防犯カメラ  
税込み価格：22,000円  
※電池、SDカード別売り

農業機械や資材（三脚など）の盗難も全国で相次いでいます。併せてご注意ください！！

※現在J Aでも警察・行政含め防犯強化対策を進めています。万が一、被害が発生した場合は、飯田警察署または最寄りの交番まで連絡をお願い致します。また、盗難に係る目撃情報などがありましたら連絡をお願い致します。

文章の発信：J Aみなみ信州営農部果実柿課 TEL：0265-52-6982